

改正

平成29年3月1日告示第22号

御前崎市広告審査委員会設置要綱

御前崎市広告掲載要綱（平成23年御前崎市告示第137号）の全部を改正する。

（設置の目的）

第1条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、御前崎市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会の委員長は、総務部長をもって充て、委員は、財政課長、商工観光課長、社会教育課長及び総務課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長は、必要に応じ、第1項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事項を所管する所属の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の会議等）

第3条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、前条第1項に規定する委員会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面による議決をもって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日告示第22号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。